明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○輸入貿易管理規則の一部を改正する省令（経済産業三三）　一

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一三九、一四〇）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務一〇〇）　二
○アカバ税関治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一五）　二
○重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六三八～六四四）　三
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業七八）　三
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同七九）　四
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同八〇）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通三五〇～三五三）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八〇～八二）　四
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（同八三）　四

〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　五

〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　五

〔皇室事項〕
労　働　五

〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　五
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　七

〔公　告〕
諸事項　七

官庁
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、十四番土地改良区の定款変更の認可、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他
関係　九

省令

○経済産業省令第三十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条の規定に基づき、輸入貿易管理規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年八月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

輸入貿易管理規則の一部を改正する省令

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別の承認の申請手続） **第二条の四**　経済産業大臣は、必要があるときは、令第四条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続について、第二条の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。	［新設］

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。